



1 「見える」安全活動の好事例をご活用ください



昨年度まで、厚生労働省では、あんぜんプロジェクトを掲げて、労働災害のない日本を目指して、働く人や企業などが元気になる職場づくりを目指す取り組みを行ってまいりました。今年度からは、「SAFEコンソーシアム」を新たに立ち上げ、リニューアルした取り組みを推進しています。

「SAFEコンソーシアムでは、安全衛生に関わりの少なかった業種を巻き込みながら、労働災害の防止にかかる取組を活発にする狙いがあります。

就業人口の高齢化による高齢労働者の労働災害や転倒・腰痛といった作業行動に起因する労働災害が増加していることから、あらゆる業種で安全衛生に考え方に触れることは重要ではないでしょうか。

「SAFEコンソーシアム」は「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていくことを目的としています。この取組の中には、「SAFEアワード」という労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体から取組を募集し、優れた取組を表彰するものもあります。令和5年度の募集は11月24日に終了しましたが、他社の取組事例が多数掲載されていますので、ぜひご参考にいただけたらと思います。

令和6年度の開催の際には、ぜひ、皆様の安全衛生活動を応募してみたいかがでしょうか。

令和4年度の例（金賞のみ掲載）

1 転倒災害部門



ゴールド



2 腰痛予防部門



ゴールド



令和4年度取組事例集はこちらに↓



3 ウェルビーイング（安全衛生）部門



ゴールド



4 企業等間連携部門



ゴールド



SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちらに↓



2 安全衛生優良企業公表制度について



詳しくはこちらに↓



安全衛生優良企業公表制度は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業における労働者の安全や健康を確保するための自主的な取組を促進することを目的として、国が安全衛生優良企業を認定及び公表するものです。

募集期間：通年

応募方法：福井労働局健康安全課までご提出ください。



3 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が始まります

現在、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえて、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した「金属アーク溶接等限定技能講習」が新設されます。金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することが可能になります。（令和6年1月1日施行）



4 除雪時の労働災害にご注意を

靴の裏全体を地面につけて、小さな歩幅で歩こう

つるん



身体の重心を少し前において歩こう

つるつる

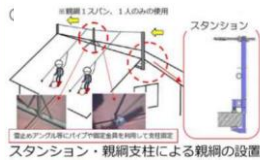
つるんつるん

○除雪時の注意、雪降ろし（屋根上からの墜落）

○除雪車の安全（巻き込まれ、横転）

CHECK

- ・2名以上での作業を！
- ・保護帽と墜落制止用具の着用！
- ・作業計画を策定！
- ・作業指揮者を選任！



CHECK

- ・機械の故障、点検時にはエンジン停止！
- ・運転時には周囲を確認！
- ・除雪範囲内への立入禁止徹底！



5 労働条件通知書の規定が改正されます

労働契約の締結・更新時の労働条件明示事項が追加されます。

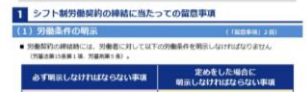
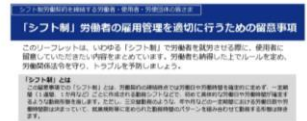
- 1 就業場所・業務の変更の範囲
- 2 更新上限の有無と内容
- 3 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件（令和6年4月1日施行）

リーフレット・モデル労働条件通知書はこちらに↓



6 シフト制の改正について

人手不足や労働者のニーズの多様化、季節的な需要の繁閑への対処等を背景として、パートタイム労働者やアルバイトを中心に、労働日や労働時間を一定期間ごとに調整し、特定するような働き方が取り入れられています。その時々事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で契約当事者双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されない等により労働紛争が発生することもあります。今般、「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項を取りまとめ、基本とすべき事項を公表しました。ぜひご参考ください。



リーフレットはこちらに→

7 裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

令和6年4月1日以降、新たに又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で、必ず、
 ○専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加
 ○企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加し、裁量労働制を導入・適用するまでに、労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

- ①本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める
- ②労使委員会に賃金・評価制度を説明する
- ③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う
- ④労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

リーフレットはこちらに→



8 改定後の特定最低賃金が発効しています

令和5年10月1日から右の①から④までの特定最低賃金が、地域別最低賃金と同額の931円となりました。ただし、④の特定最低賃金は、令和5年12月24日から933円が適用されますのでご注意ください。

- ①紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
- ②電気機械器具製造業最低賃金
- ③百貨店、総合スーパー最低賃金
- ④繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

詳細はこちらに↓



9 労働保険〈第3期分〉納付のお願いについて

令和6年1月31日（水）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。事業主の皆様へは、納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。また、口座振替をご利用の事業主の皆様につきましては、2月14日（水）が口座振替納付日となっていますので、届出口座への入金をお願いします。

